

指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホームふれあい 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

運営主体	社会福祉法人 恵仁会
代表者	理事長 池田 志保子
施設名	グループホームふれあい
開設年月日	平成11年 10月 1日
所在地	鹿屋市下祓川町1805
電話番号	0994-40-2588
FAX	0994-40-2653
管理者名	上山 美由紀
介護保険指定番号	(第4670300393号)

(2) グループホームふれあい(以下、事業所)の目的

事業所は、要介護者（要支援2を含む）であって認知症の状態にある方が、共同生活を営むべき居住において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(3) 運営方針

事業所において提供する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービス（以下、サービス）は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別に介護サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質、管理、評価を行なう。

(3) 事業所の職員体制

1. 管理者	1	名
2. 計画作成担当者	1	名
3. 介護職	5名以上	
4. 事務職員	1	名 (介護老人福祉施設職員兼務)

(4) 入所定員 定員 9名

2. サービス内容

- ① 介護サービス計画の立案
- ② 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助及び日常生活の世話（食事は原則として食堂でおとりいただきます。なお、下記は食事時間の目安であり利用者の状況に応じて柔軟に対応します。）

朝食 8時00分 ～ 8時30分

昼食 12時00分 ～ 13時00分

夕食 18時00分 ～ 19時00分

入浴（一般浴槽のみ）

- ③ 日常生活の中での機能訓練（リハビリ、レクリエーション）
- ④ 相談及び援助
- ⑤ その他

* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に必要に応じた料金を頂くものもありますので不明な点についてはご相談下さい。

（5） 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

（6） 利用料金

※利用料金については、【重要事項説明書・別紙】をご参照ください。

（7） 支払方法

毎月10日迄に、前月分の請求書を発行致しますので、その月の月末迄にお支払い下さい。お支払頂きますと領収書を発行致します。支払い方法は、下記のいずれかとなっています。

- ①口座引落とし
- ②銀行口座振込
- ③現金

* 延滞時の連絡先

なお、ご契約者からお支払いの延滞が続いた場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡させていただき、お支払いのお願いをすることがありますので、御了承下さい

（8） 協力機関等

事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等は速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名称 医療法人青仁会 池田病院
 - ・ 住所 鹿屋市下祓川町1830番地
- ・ 協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人青仁会 池田病院歯科
- ・住所 鹿屋市下祓川町1830番地

*緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」に、ご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

(9) 事業所利用にあたっての留意事項

- ・面会は、概ね8：00～21：00まで利用できます。
- ・外出、外泊をされる場合は、必ず職員に申し出て外出、外泊許可願を記入して下さい。
- ・飲酒、喫煙は禁止していませんが、職員と相談の上ご利用下さい。
- * 通信等は、自由ですが他の利用者に迷惑にならないようにして下さい。
- * その他、ホーム内で決められた規則を遵守して下さい。

(10) 非常災害対策

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。また、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練等を行います。

災害や感染症等の流行等に備えるため、平時より、委員会の設置、業務継続に係る計画を整備し、研修の実施、訓練等を行うことで必要なサービス継続が提供できる体制を構築しています。

(11) 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者
-------------	-----

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、管理者が判断し、御家族の同意のもとに身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の介護職員が介護記録にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとし、記録は5年間保存します。

(12) 秘密保持

事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業所は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等、なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 利用者の円滑な退所のための援助をおこなう場合の、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業所その他の介護支援事業所等へ情報の提供
- ④ 外部監査機関への情報提供
- ⑤ 事業所において行われる学生等の実習への協力

(13) 個人情報の保護

1. 事業所及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとしします。
2. 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとしします。
3. サービス提供の記録について、記録物を交付するためには、個人情報に関する開示請求の提出をして頂きます。尚、交付物に関しては実費負担して頂きます。

(14) 要望及び苦情等の相談

事業所は、相談・苦情の受付窓口担当を配置しており、また、法人として2名の第三者委員をお願いしてあります。第三者委員に直接、相談・苦情をお寄せ頂くことも出来ます。どのようなことでもお気軽にご相談下さい。

・グループホームふれあい相談苦情受付窓口

管理者 上山美由紀 電話 0994-40-2588

・ 第三者委員 宇都宮快昭 電話 0994-65-2794

池畑春生 電話 0994-43-0315

要望や苦情等は、窓口担当者にお寄せ頂ければ速やかに対応いたしますが玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出頂くこともできます。

行政機関その他苦情受付機関

鹿屋市役所 高齢福祉課	所在地：鹿屋市共栄町20番1号 受付時間：8：30～17：00 電話番号：0994-43-2111 FAX：0994-41-0701
鹿児島県国民健康保険団体連合会	所在地：鹿児島市鴨池新町7番4号 受付時間：8：30～17：00 電話番号：099-206-1084 FAX：099-206-1069

鹿児島県社会福祉協議会	所在地 : 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 受付時間 : 8:30~17:00 電話番号 : 099-257-3855 FAX : 099-251-6779
-------------	---

(15) 事故発生防止と事故発生時の対応

1. 当事業所は事故防止・対応を図るため安全管理委員会を設置し、指針に基づき対応を図ります。
2. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。
利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(16) 契約の終了について

利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。また、契約書第7条(利用者からの解除)・契約書第8条(契約の終了)に該当した場合本契約は終了致します。

(17) 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等は禁止致します。

(18) 損害賠償

サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合は利用者及び身元引受人は、連帯して事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(19) 善管注意義務

事業所は、サービスを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(20) 利用契約に定めない事項

この約款に定められていない事項、介護保険令とその他諸法令に定めるところにより利用者及び身元引受人と事業所が誠意をもって協議し定めることにします。

(21) 裁判管轄

利用者と事業所は、本約款に基づくサービス利用に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

【重要事項説明書・別紙】

1) 基本料金

① 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。以下は、1日当たりの自己負担額です。）

※要支援2	760円（介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅰ））
・要介護1	764円
・要介護2	800円
・要介護3	823円
・要介護4	840円
・要介護5	858円

② 短期利用共同生活介護費

※要支援2	788円（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅰ））
・要介護1	792円
・要介護2	828円
・要介護3	853円
・要介護4	869円
・要介護5	886円

2) 加算

○初期加算（短期利用・予防を除く）

入居した日から起算して30日以内の期限については、初期加算として、1日につき30円加算されます。（医療機関に30日以上入院した後退院して再入居する場合も改めて算定することとなります。）

○医療連携体制加算（Ⅰ）（予防はなし）

看護師との24時間の連絡体制の確保により、重度化及び緊急時への対応を行います。上記の利用料金に1日当たり39円が加算されます。

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上または、勤続10年以上介護福祉士が100分の25以上の場合1日につき22円が加算されます。

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上の場合に1日あたり18円が加算されます。

○看取り介護加算（予防はなし）

利用者の重度化に伴い、利用者や家族の要望により「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った看取りの取り組みに対応した場合に加算されます。

【死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72円、4日以上30日以下に

については1日につき144円・死亡日の前日及び前々日については1日につき680円・死亡日については1日1,280円】

○認知症専門ケア加算（I）

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の対象者に対し、1日当たり3円が加算されます。

○退居時相談援助加算

グループホームを退居する利用者が、自宅や地域での生活を継続できるように相談援助を行った場合に加算されます。【400円/回(1回を限度)】

○口腔衛生管理体制加算（短期利用を除く）

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30円が加算されます。

○栄養管理体制加算（短期利用を除く）

管理栄養士（外部との連携含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30円が加算されます。

○口腔・栄養スクリーニング加算（短期利用を除く）

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、6か月につき1回を限度とし20円加算されます。

○科学的介護推進体制加算

利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している場合に、1月につき40円が加算されます。

○認知症対応型共同生活介護の利用者が入院等の為に、長期にわたり不在となる場合は、

利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の室料及び光熱費については認知症対応型共同生活介護の利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものと致します。また利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断した場合に認知症行動・心理症状緊急対応加算として7日を限度とし、1日につき200円を短期利用共同生活介護の利用者より算定致します。

○若年性認知症受入れ加算【120円/1日】

40歳以上65歳未満の若年性認知症のケース受け入れ時に加算。受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供する。

○介護職員処遇改善加算（1）

介護報酬改定による処遇改善に加えて、他業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していく為の加算

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するため、例外かつ、経過的な取扱い。 所定単位（加算を含む基本単位）に対して11.1パーセントの加算

○利用者が入院したときの費用の算定について

利用者が病院または診療所への入院を要した場合で入院先の病院又は診療所の当該主治医等により退院することが明らかに見込まれる時において利用者及びその家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を図り退院後に円滑に当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に入居する場合、1月に6日を限度として1日につき246円を算定。但し、入院日と退院日は算定致しません。また、一回の入院で月をまたがる場合は最大で13泊（12日分）まで算定を致します。

○生活機能向上連携加算（Ⅰ）について【100円/1月（3月に1回）】

訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画書を作成した場合。

理学療法士等や医師は通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行う。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）について【200円/1月（3月に1回）】

訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が当ホームを訪問した際に、計画作成担当者と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画書を作成した場合。

○介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設。

別に労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合。

所定単位数（基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた単位）に対して3.1%

○介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等の賃金をベースアップすることを目的として、介護報酬の自己負担合計 2.3% に相当する加算を算定致します。

- | | |
|-------|--------------------|
| ③ 食費 | 31,500円 (日額 1050円) |
| ④ 家賃 | 24,000円 (日額 800円) |
| ⑤ 光熱費 | 15,000円 (日額 500円) |

(※但し、入院・外泊等の場合は、1日あたり家賃800円のみ徴収する。)

3) その他の料金

- | | |
|---------------|----|
| ① 理美容代 | 実費 |
| ② おむつ代 | 実費 |
| ③ その他 (医療費など) | 実費 |

*日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用

その他の加算について

その他に利用者の状態の変化や、職員体制の変更等により発生する加算がありますが、必要に応じ利用者・ご家族への報告の上、同意を得て実施するものです。

○サービス提供ケア体制強化加算 (Ⅲ) 【6円／1日】

○夜間支援体制加算 【50円／1日】

○処遇改善加算(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)

○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

附則

この重要事項説明書は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成26年3月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は 令和1年10月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は 令和3年4月1日より施行する。

附則

この重要事項説明書は 令和4年10月1日より施行する。

